

厚生労働省が定める掲示事項

院長（管理者）	熊谷 頼佳
看護部長	小坂 靖子
事務長	菊池 直樹

（ 診 療 科 目 ） 内 科 ・ リハビリテーション科

【当院では以下の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局長に届出をおこなっております】

記

I. 入院基本料について

- ・ 4階5階 A病棟 32床 一般病棟
障害者施設等 10対1入院基本料
- ・ 6階7階8階 B病棟 48床 一般病棟
障害者施設等 10対1入院基本料
- ・ 全病棟とも患者様の負担による付き添い看護は行っておりません。

II. 入院時食事療養費について

- ・ 入院時食事療養費（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。
当院は、入院時食事療養による食事の提供を行っており、療養のための食事は
管理栄養士の管理の下に、適時（夕食については午後6時以降）適温にて提供して
おります。
- ・ 医師の発行する食事箋に基づき、特別食を提供しております。
- ・ 病棟内の食堂で食事が出来るスペースを設置しております。

III. 施設基準等に係る届出

- | | |
|--------------------------|------------|
| ・ 障害者施設等入院基本料 | 第 310648 号 |
| ・ 特殊疾患入院施設管理加算 | 第 303603 号 |
| ・ 感染対策向上加算 3 | 第 209 号 |
| ・ 入院時食事療養費（I）・入院時生活療養（I） | 第 255944 号 |
| ・ 薬剤管理指導料 | 第 283703 号 |

・在宅血液透析指導管理料	第 276416 号
・CT 撮影及び MRI 撮影	第 309160 号
※当院では MRI 撮影はございません	
・無菌製剤処理料	第 310337 号
・運動器リハビリテーション料Ⅰ	第 388816 号
・脳血管疾患等リハビリテーション料Ⅱ	第 310727 号
・人工腎臓	第 303492 号
・下肢末梢動脈疾患指導管理加算	第 311159 号
・導入期加算 1	第 310517 号
・透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算	第 302286 号
・酸素の購入価格の届出	第 578093 号
・外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）	第 681 号
・入院ベースアップ評価料 39	第 5 号

IV. 室料差額

当院では、特別の療養環境の病室について、利用に応じた実費をご負担いただいております。
価格については別紙にて掲示いたしますのでご参照ください。

V. 保険外費用について

当院では、各種保険外費用について、利用に応じた実費をご負担いただいております。
価格については別紙にて掲示いたしますのでご参照ください。

VI. 個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、
領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行致しております。
また、公費負担医療の受給者様で医療費の自己負担のない方についても、
明細書を無料で発行致しております。
なお、明細書には使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、
その点をご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、
明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

京浜病院 差額室料

病棟	部屋No.	金 額(円)	税 込(円)	人 数
A 病 棟 36 床	401	0	0	4 人
	402	0	0	4 人
	403	0	0	4 人
	405	0	0	4 人
	501	0	0	4 人
	502	0	0	4 人
	503	0	0	4 人
	505	0	0	4 人
B 病 棟 48 床	601	0	0	4 人
	602	0	0	4 人
	603	0	0	4 人
	605	0	0	4 人
	701	0	0	4 人
	702	0	0	4 人
	703	0	0	4 人
	705	0	0	4 人
	801	0	0	4 人
	802	0	0	4 人
	803	0	0	4 人
	805	2,500	2,750	4 人

令和 7 年 2 月1 日改訂

京浜病院 自費料金表

令和7年6月1日改定

書類発行	単位	単価(税込)
診断書(当院書式)	1通	¥3,300
公害診断書	1通	¥1,100
総合医療証明書・診断書(生命保険)	1通	¥5,500
障害者診断書	1通	¥5,500
施設入所用診断書	1通	¥5,500
おむつ使用証明書	1通	¥1,100
死亡診断書	1通	¥5,500
死亡診断書 追加分	1通	¥3,300
予防接種(補助等利用しない場合)		
はしか(MR)ワクチン (麻疹、風疹)	1回	¥9,900
水痘ワクチン (水ぼうそう)	1回	¥8,500
流行性耳下腺炎ワクチン (おたふく)	1回	¥6,700
肺炎球菌ワクチン (プレベナー)	1回	¥12,000
インフルエンザワクチン	1回	¥3,800
B型肝炎ワクチン	1回	¥6,500
その他		
医師面談料	1回	¥5,500
診察券再発行代	1枚	¥200
カルテ開示料	1回	¥3,300
カルテ開示 コピー代	1枚	¥22
画像データ(CD-ROM)	1枚	¥3,300
セカンドオピニオン(30分まで)	1回	¥11,000
処方 薬一包化	1回	

※上記表に記載のないものは、準じた内容の価格で徴収いたします。

医療法人社団京浜会 京浜病院

一般名処方加算に関する掲示

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（※一般的な名称により処方箋を発行すること）を行う場合があります。

一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様に必要な医薬品が提供しやすくなります。

ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方箋に記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

選定療養に関するご案内

当院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）がある先発医薬品（長期収載品）について、患者様のご希望により先発医薬品を処方する場合、薬価差額の一部（1/4 相当＋消費税）を自己負担いただく制度（選定療養）が適用されます。

医学的な理由がある場合は、従来通り保険診療の範囲内で処方されます。

ご不明な点がございましたら、医師または薬剤師にご相談ください。

ご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

医療法人社団 京浜会 京浜病院

個人情報保護方針(プライバシーポリシー)

当院は信頼の医療に向けて、患者様に良い医療を受けていただけるよう日々努力を重ねております。
「患者様の個人情報」につきましても適切に保護し管理することが非常に重要であると考えております。
そのため当院では、以下の個人情報保護方針を定め確実な履行に努めます。

1. 個人情報の収集について

当院が患者様の個人情報を収集する場合、診療・看護および患者様の医療にかかわる範囲で行います。
その他の目的に個人情報を利用する場合は利用目的をあらかじめお知らせし、ご了解を得た上で実施いたします。
web サイト で個人情報を必要とする場合も同様にいたします。

2. 個人情報の利用および提供について

当院は患者様の個人情報の利用につきましては以下の場合を除き、本来の利用目的の範囲を超えて使用いたしません。

- ・患者様の了解を得た場合
- ・個人を識別あるいは特定できない状態に加工(※a)して利用する場合
- ・法令等により提供を要求された場合

当院は法令の定める場合等を除き、患者様の許可なくその情報を第三者(※b)に提供いたしません。

3. 個人情報の適性管理について

当院は患者様の個人情報について、正確かつ最新の状態に保ち、患者様の個人情報の漏えい、紛失、破壊、改ざん又は患者様の個人情報への不正なアクセスを防止することに努めます。

4. 個人情報の開示・修正等について

当院は患者様の個人情報について、患者様が開示を求められた場合には遅滞なく内容を確認し、
当院の「診療情報の提供および開示に関する規程」に従って対応いたします。
また、内容が事実でない等の理由で訂正を求められた場合も、調査し適切に対応いたします。

5. 問い合わせの窓口

当院の個人情報保護方針に関してのご質問や患者様の個人情報のお問い合わせは下記の窓口でお受けいたします。

対応窓口 医療相談室 医療ソーシャルワーカー

6. 法令の遵守と個人情報保護の仕組みの改善

当院は、個人情報の保護に関する日本の法令、その他の規範を遵守するとともに、上記の各項目の見直しを適宜行い、
個人情報保護の仕組みの継続的な改善を図ります。

平成 30 年 8 月 4 日

東京都大田区大森南1-14-13

医療法人社団 京浜会 京浜病院

院長 熊谷頼佳

※a 単に個人の名前などの情報のみを消し去ることで匿名化するのではなく、あらゆる方法をもってしても情報主体を特定できない状態にされていること。

※b 第三者とは、情報主体および受領者（事業者）以外を指し、本来の利用目的に該当しない、または情報主体によりその個人情報の利用の同意を得られていない団体または個人を指す。

※この方針は、患者様のみならず、当院の職員および当院と関係のある全ての個人情報についても、上記と同様に取扱います。

当院では患者様の個人情報の保護に万全の体制を採っています

当院では、患者様の個人情報について下記の目的に利用し、その取扱いには万全の体制で取り組んでいます。なお、ご不明な点などがございましたら担当窓口にお問い合わせください。

医療法人社団京浜会

当院での患者様の個人情報の利用目的は

1. 院内での利用

1. 患者様に提供する医療・介護サービス
2. 医療・介護保険事務
3. 入退院等の病棟管理
4. 会計・経理
5. 医療事故等の報告
6. 当該患者様への医療・介護サービスの向上
7. 院内医療実習への協力
8. 医療の質の向上を目的とした院内症例研究
9. 病室等での名前の表示
10. その他、患者様に係る管理運営業務

2. 院外への情報提供としての利用

1. 他の病院、診療所、助産院、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携
2. 他の医療機関等からの照会への回答
3. 患者様の診療等のため、外部の医師等の意見・助言を求める場合
4. 検体検査業務等の業務委託
5. ご家族等への病状説明
6. 保険事務の委託
7. 審査支払機関へのレセプトの提供
8. 審査支払期間又は保険者への照会
9. 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
10. 事業者から委託を受けた健康診断に係る、事業者等へのその結果通知
11. 医師賠償責任保険等に係る、医療に関する専門の団体や保険会社等への相談または届出等
12. その他、患者様への医療・介護保険事務に関する利用

3. その他の利用

1. 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
2. 外部監査機関への情報提供
3. 学会・研究発表の基礎資料
4. 疾患別がん登録及び全国がん登録を行う都道府県への情報提供

上記のうち、他の医療機関等への情報提供について同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。

診療情報の提供および開示に関する規程

1. 目的

診療情報の提供および開示は、医療提供者の重要な責務である。診療情報を積極的に患者に提供し、医療提供者と患者とが診療情報を共有することによって、両者の良好な関係を築き、より質の高い開かれた医療を目指すことを本規定の目的とする。

2. 診療情報の提供と開示

診療情報の提供とは、診療の経過において、診療記録・検査記録等を提示するなどして患者に説明することをいう。診療情報の提供は、臨床の現場において医師と患者の信頼関係において行われるものである。

診療情報の開示とは、患者本人または代理人等からの申請に基づいて、診療情報を閲覧あるいは謄写させることをいう。

3. 提供および開示する診療情報の範囲

提供する診療情報の範囲については、診療記録（医師の記載部分）、看護記録、処方箋、検査記録、検査結果報告書及びエックス線写真等、患者の診療を目的として医療従事者が作成した記録（以下「診療諸記録」という）とする。ただし、他の医療機関の医師からの紹介状等、第三者が作成した、または第三者から得た情報及び診療に伴う教育・研究に関する情報については、提供あるいは開示する診療情報の範囲に含まないものとする。

4. 診療情報を提供および開示する対象者

診療情報の提供および開示は、患者本人からの申請に基づいて、患者本人への提供あるいは開示を原則とする。ただし、次の場合は患者本人であっても提供あるいは開示しないことがある。

- (1) 患者が合理的判断ができない状態にある場合
- (2) 患者への診療情報の提供が、当該医療機関の医療従事者を除く第三者の不利益になると考えられる場合
- (3) 医学的見地から診療情報を提供あるいは開示することが患者の不利益になると考えられる場合
- (4) 前三号のほか、診療情報の提供あるいは開示を不適當とする相当の事由が存する場合

5. 診療情報の開示の方法等

- (1) 診療方法の開示を受けようとするものは、別に規定する申請書（申請する者の住所、氏名（辞書及び押印）、生年月日、診療情報の種類、対象とする期間等、提供を受けたい部分を特定する事項及び申請する理由を記載した書面）により病院長に申請す

るものとする。ただし、申請する理由が記載されていなくても、診療情報の開示を行うものとする。

- (2) 診療情報の開示を請求できる者は、原則として次の通りとする。
- a. 患者が成人で、合理的判断ができる場合は、患者本人
 - b. 患者が成人で、合理的判断ができない状態にある場合は、法定代理人、または現実には患者の世話をを行っている親族、又はそれに準ずる縁故者
 - c. 患者が未成年で、合理的判断ができない状態にある場合は、法定代理人
 - d. 患者が未成年で、合理的判断ができる場合には、患者本人と法定代理人が連名で申請することを原則とするが、満15才以上の未成年者については、疾病の内容によっては本人のみの請求を認める。後者の場合は、連名で申請できない理由を記載の上、申請する。
- (3) 申請の際には申請者が上記事項に定める者に適していることを証明するものとし、慎重にこれを確認した上で申請書を受理する。
- (4) 申請書を受理した病院長は、開示する診療情報の範囲及び診療情報を開示する対象者が適正か等について確認した上、当該患者に関する診療情報を開示することについて差し支えがあるかどうかを、当該患者に係る診療科等に照会する等検討し、その結果を2週間以内に申請者に通知するものとする。
- (5) 診療情報の開示は、閲覧、又は閲覧および謄写によることを原則とする。閲覧には情報システムのモニター等の閲覧を含む。謄写には、病院が認めた場合にのみ電子媒体での提供を含む。
- (6) 開示する診療諸記録の閲覧、又は閲覧および謄写は、病院が指定する場所において行い、患者からの求めがあれば、医師はその記載内容について説明するものとする。診療諸記録原本および許可されている場合を除いて電子媒体の複写を院外へ送信あるいは持ち出すことは禁止する。
- (7) 個人情報保護の観点から、診療情報の開示を受けるものに対し、当該情報の管理を慎重に行うよう注意を喚起するものとする。個人情報保護法及びその他の規範を遵守することが必要である。

6. 診療情報の提供および開示に必要な費用

診療諸記録の閲覧に要する費用については、下記の通り徴収する。

- (1) 開示基本料 3 3 0 0 円 (税込)
- (2) コピー (1 枚につき) 2 2 円 (税込)
- (3) C D - R (1 枚につき) 3 3 0 0 円 (税込)
- (4) 医師面談料 (1 回) 5 5 0 0 円 (税込)

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

診療情報開示の申請について

診療情報（カルテ等）の開示を申請される際は、受付窓口にてお申し出ください。

＜ご注意事項＞

- 1.申請はご本人または法定代理人の方に限らせていただきます。
申請の際はご本人または法定代理人であることが確認できる身分証明書等をお持ちください。
- 2.主治医が開示を承諾した場合は、病院長決裁にて開示いたします。
主治医が開示を拒否した場合は、診療情報管理委員会を招集し、委員会にて開示の可否を決定いたします。
- 3.開示の判断は、申請の受理から14日以内に行います。
- 4.開示に際しては、所定の料金をお支払いいただきます。

基本手数料	3,300
閲覧	手数料のみ
診療録複写（1枚）	22
フィルム複写（1枚）	2,200
画像データCD-R（1枚）	1,100
要約書	5,500
医師による説明（30分）	5,500
※30分を超えた場合＋ 5,500円、基本的に最大1時間まで	

（税込）

京浜病院
病院長

院内感染防止対策に関する取り組み事項

1. 院内感染防止対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、病院に関わるすべての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染防止対策のための委員会、その他の当該病棟の組織に関する基本事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として、院内感染対策委員会を設置し、毎月 1 回会議を行い感染防止対策に関する事項を検討します。また感染対策チーム（ICT）を設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染防止対策のための職員研修に関する基本方針

職員の感染防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るため、全職員を対象とした研修会・講習会を年 2 回以上行っています。

4. 感染症発生状況報告に関する基本事項

法令に定められた感染症届出の他、薬剤耐性や院内感染対策上問題となる微生物の検出状況を報告し、注意喚起を行います。感染防止対策委員会に各種分離菌月報を作成して提出し、検出状況を共有し、必要に応じ感染対策の周知や指導を行います。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本事項

院内感染が疑われる事例の発生時には、ICT は迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底、疫学調査を行い感染拡大の防止を行います。必要に応じ、地域の医療機関や保健所と連携し、速やかに対応します。

6. 患者さんへの情報提供に関する事項

感染症の流行がみられる場合には、ポスター等の掲示物で広く院内に情報提供を行います。あわせて感染防止の意義および手洗い・マスクの着用などについて、理解と協力をお願いします。

7. 抗菌薬適正使用に関する事項

耐性菌の出現予防のために広域抗菌薬等を指定抗菌薬に定めています。抗菌薬使用患者は、使用量・効果などを定期的に抗菌薬適正使用支援チームが介入し、適切な抗菌薬使用となるように努めます。

8. その他の当院における院内感染防止対策の推進のために必要な基本事項

1) 感染防止対策の推進のため、「院内感染対策マニュアル」を作成し、病院職員は遵守します。マニュアルはガイドラインを参考に、改訂結果は病院職員に周知徹底します。

2) 病院職員は、自らが院内感染源とならないため、定期健康診断を年 1 回以上受診し、B 型肝炎、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。

医療従事者及び看護職員の 負担軽減及び処遇改善の取組み

京浜病院では、医療従事者及び看護職員の負担軽減及び処遇改善のため、下記の項目について取組みを行っています

【医療従事者の負担軽減及び処遇改善】

- ・時間外労働を発生させないための業務調整
- ・多様な勤務形態の導入 ⇒日勤常勤、夜勤専従、半日勤務等
- ・有給取得率の向上 ⇒有給取得 月 5 日以上の確保
- ・メンタルサポート ⇒カウンセラー1 回/月訪問カウンセリングの推奨、
院内ハラスメント窓口設置
- ・子育て支援による産前産後の勤務負担軽減 ⇒産休・育休制度
- ・教育研修の機会拡大による技術の向上 ⇒e-ラーニング導入等
- ・チーム医療の充実による業務負担軽減
⇒退院支援会議、嚥下サポート委員会、栄養管理委員会等

【看護職員の負担軽減及び処遇改善】

勤務時間

- ・週平均 40 時間以内
- ・勤務状況、有給取得率、時間外業務の把握、指導
- ・連続勤務 5 日以内

夜勤勤務

- ・夜勤翌日は原則休み
- ・夜勤平均回数 5 回以内/月
- ・多職種からなる役割分担推進のための委員会及び会議
安全衛生委員会開催(月 1 回)

医療法人社団京浜会 京浜病院

京浜病院身体拘束等の最小化のための指針

1. 身体拘束廃止に関する基本的な考え方

身体拘束は患者様の日常生活の自由を制限するものであり、患者様の尊厳ある生活を阻むものである。患者様の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしない支援の実施に努める。

(1) 身体拘束及びその他の行動を制限する行為の原則禁止

原則として、身体拘束及びその他の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を禁止とする。

(2) 身体拘束等を行う基準

やむを得ず身体拘束等を行う場合には、以下の3要件を全て満たす必要があり、その場合であっても、身体拘束等を行う判断は組織的かつ慎重に行う。

- ① 切迫性: 利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性: 身体拘束等を行う以外に代替する方法がないこと。
- ③ 一時性: 身体拘束等が一時的であること。

(3) 日常的支援における留意事項

- ① 患者様主体の行動・尊厳ある生活に努める。
- ② 言葉や対応等で患者様の精神的な自由を妨げないように努める。
- ③ 患者様の思いをくみ取る、患者様の移行に沿った支援を提供し、多職種協働で個々に応じた丁寧な対応をする。
- ④ 患者様の安全を確保する観点から、患者様の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行動は行わない。
- ⑤ 万一やむを得ず安全確保を優先する場合、身体拘束等最小化委員会において検討する。
- ⑥ 「やむを得ない」と拘束に準ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら患者様に主体的な生活をしていただけるよう努める。

(4) 情報開示

本指針は公表し、患者様からの閲覧の求めには速やかに応ずる。

附 則

この指針は、令和6年6月1日より施行する。